

## 西宮市幼児教育・保育のあり方検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 少子化の進展と幼児教育・保育ニーズが多様化する中にあって、教育・保育の量や質を確保しつつ、市民の要請に効率的かつ適切に対応していく必要があることから、西宮市の幼児期の教育・保育のあり方等について検討する西宮市幼児教育・保育のあり方検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

### (位置付け)

第2条 検討部会は、西宮市重要行政課題推進本部設置要綱第5条第1項に規定する専門部会と位置付ける。

### (検討事項)

第3条 検討部会は、次に掲げる事項について検討を行い、その経過及び方針案をとりまとめるものとする。

- (1) 「西宮市幼児教育・保育のあり方」の基本方針及びアクションプランの策定に関すること。
- (2) 幼児教育・保育の質の向上に関すること。
- (3) 子育てに係る多様な支援ニーズへの対応に関すること。
- (4) 幼児教育・保育に係る中長期的に持続可能な仕組みづくりに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、幼児教育・保育を取り巻く諸課題への対応に関すること。

### (委員)

第4条 検討部会の委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (運営)

第5条 検討部会には部会長及び副部会長を置き、部会長は岩崎副市長を、副部会長は北田副市長をもって充てる。

- 2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 検討部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。
- 5 検討部会において必要があると認めるときは、委員以外の者に検討部会への出席を求め、意見等を聞くことができる。

### (作業チーム及び事務局)

第6条 検討部会に、検討に係る資料の作成その他検討に必要な準備等を行う作業チームを政策局、こども支援局及び教育委員会の共同により設置する。

- 2 作業チームの職員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

- 3 作業チームは、検討部会の事務局を兼ねるものとする。
- 4 作業チーム及び事務局における事務の取りまとめ等は、政策局において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年9月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

別表第1（第4条関係）

岩崎副市長

北田副市長

政策局長

政策局参与（児童政策等担当）

財政構造改善推進部長

こども支援局長

子供支援総括室長

子育て支援部長

子育て事業部長

こども未来部長

藤井教育次長

漁教育次長

教育総括室長

教育委員会参与（人事担当）

学校支援部長

学校教育部長

別表第2（第6条関係）

政策局参与（児童政策等担当）  
子供支援総括室長  
学校支援部長  
政策推進課担当課長（政策局総括担当）  
子供支援総務課担当課長（幼保連携推進）  
学事課担当課長（幼保連携）  
子供支援総務課係長